目

次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

○手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

○生活保護法による施術者の指定 ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 ○生活保護法による医療機関の指定

社会福祉課)

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (特定第二号漁

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)

宮

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手

正 誤 方の決定

○宮城県公報第二九三八号 (平成三十年三月二日付け)

中

四

原子力安全対策課

四

規

則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

○宮城県規則第九十七号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

(1)

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則

(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)

の一部を次のように改正する。

行 発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

ページ 第二条 行政組織規則の一部を次のように改正する。 第 第二十三号の次に次の二号を加える。 同条第九項総務部の分掌事務の項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、 気仙沼地方振興事務所に限る」を「大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所を除く」に改め、 二十四四 条 第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号中「大河原地方振興事務所及 第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号中「東部地方振興事務所及び

び」を削る。

収入印紙の取得、管理及び処分に関すること(登米地域事務所に限る。)。

収入証紙の受払いに関すること(登米地域事務所に限る。)。

入 財

事 政

課 課

附

則

項第二十五号及び第二十六号の改正規定に限る。)は同年十一月一日から、 正規定を除く。)は平成三十年十月一日から、第一条の規定(第六十三条第八項総務部の分掌事務の この規則中第一条の規定(第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号の改 第二条の規定は同年十二

日から施行する。

同 同 同

手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成三十年九月二十五日

(農林水産経営支援課)

森林整備課

○宮城県規則第九十八号

手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

に加える改正規定の施行期日は、 うち手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)第二条第一項の表二百九十六の項の次に次のよう 手数料条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第十号)附則ただし書に規定する規定の 平成三十年十月一日とする

告 示

○宮城県告示第八百七十二号

号) 第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 医療機関

として次のとおり指定した。 平成三十年九月二十五日

宮城県知事
村
井
嘉
浩

さいとう歯科クリニック	名称
ート百二、百三号室 アスールコ 富谷市成田四丁目十九-三 アスールコ	所在地
平成三十年九月一日	指定年月日

○宮城県告示第八百七十三号

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。 号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

浜吉田駅前内科	名称
三世郡亘理町吉田字大谷地七十二-七百三世郡三	所 在 地
平成三十年七月二十四日	廃止年月日

○宮城県告示第八百七十四号

宮

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

水戸	氏
秀二	名
沼店に気治療院名取岩	施術所の名称
岩沼市桜五丁目四-五 百二号	住所又は施術所の所在地
八月二十四日平成三十年	指定年月日

○宮城県告示第八百七十五号

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二(中

関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

菅原	氏
賢	名
かがの整骨院	施術所の名称
二十九 登米市中田町石森字加賀野一丁目九 -	住所又は施術所の所在地
六月九日平成三十年	廃止年月日

〇宮城県告示第八百七十六号

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適 準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において

合するものと認める。

平成三十年九月二十五日

宫
宮城県知事
村
井
嘉
浩

区吉区支の協城区七 域田の所七同県域ケ)浜うのヶ組漁(浜 のち地浜合業宮町	区域
業 用して刺網により 行を主と う 漁使 と 通	区分
月平 十成 二日十 年 九	届出年月日
を を を で が ボルン・ で で が ボルン・ で で が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が ボルン・ が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	発起人の住所及び氏名
業 に 芸 り 第二 号 第二 号 第二 力 年 れ 元 十 九 年 の 第 六 九 年 の 、 年 、 れ 五 、 年 れ 五 年 れ 五 れ 五 れ 五 れ 五 れ 五 れ 五 れ 五 れ 五	漁業の種類
三人	漁業 者数

○宮城県告示第八百七十七号

林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市(次の図に示す部分に限る。)

次のように保安

嘉

浩

修業務一式

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

3

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

整備課)並びに関係市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 浩

随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム改

葉区本町三丁目八番一号 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青

契約の相手方を決定した日 平成三十年九月六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社東北支社 仙台市青葉区一

番町一丁目九番一号

契約金額 五千四百万円

Ŧi.

六 契約の相手方を決定した手続

契約の相手方を決定した理由 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号、地方自治法施行令(昭和二十二年政令

正 誤 第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

〇宮城県公報第二九三八号(平成三十年三月二日付け) 段 ら後 二 ろ か 平成三十年三月二日

中

公布の日

誤